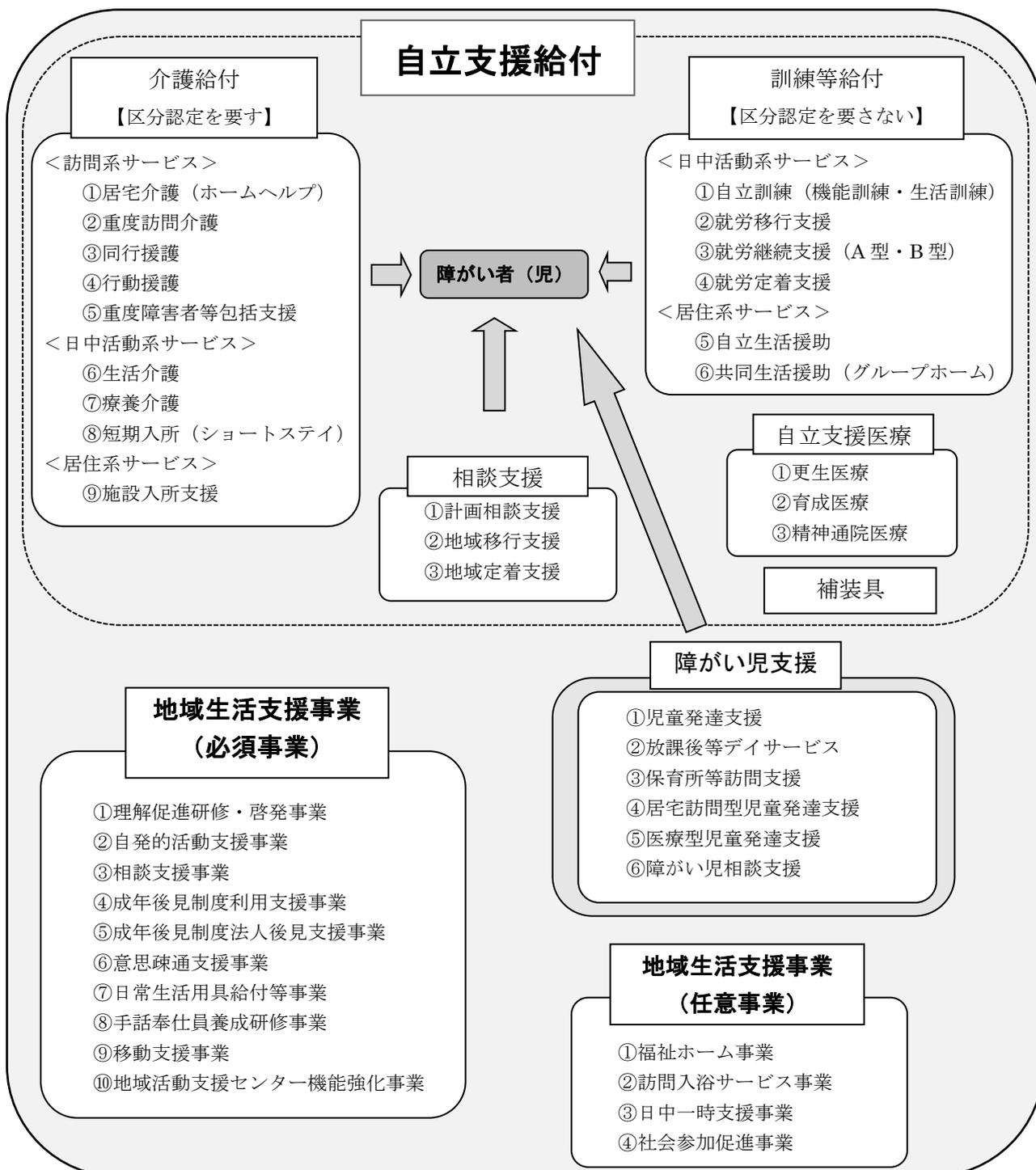


## 第4章 第7期武雄市障がい福祉計画・第3期武雄市障がい児福祉計画

### 1 障がい福祉サービス等の体系

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び児童福祉法に基づく障がい児支援の体系を下図に示します。

障がい福祉サービスは、国の基準で実施される「自立支援給付」と、地域の特性に応じて市が実施する「地域生活支援事業」の2つに分けられます。



## 2 令和8年度の成果目標

第6期武雄市障がい福祉計画・第2期武雄市障がい児福祉計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国の基本指針に準じ、令和5年度までの成果目標を設定しました。

第7期武雄市障がい福祉計画・第3期武雄市障がい児福祉計画では、これまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定します。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

### 目標① 施設入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

- 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
- 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上

#### 【目標数値の考え方】

令和8年度末時点の施設入所者数77人については、令和4年度末時点の入所者数82人から、国が示す5%以上である5人を削減することを目標に数値を設定します。

また、地域生活移行者については、令和4年度末時点の入所者数82人のうち、国が示す6%以上である5人が地域生活に移行することを目標に数値を設定します。

項目	数値	考え方
令和4年度末の入所者数(A)	82人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標数値】 令和8年度末の入所者数(B)	77人	令和8年度末現在の施設入所者数
【目標数値】 削減見込(A-B)	5人 5%以上	差引減少見込み数 減少率
【目標数値】 地域生活移行者数	5人 6%以上	施設入所からGH等への移行見込み数 地域移行率

#### 【評価・課題】

前計画では、令和5年度末までに、令和元年度末現在の施設入所者(80人)の6.8%(5人)を地域移行することを目標としていましたが、令和4年度末までの地域移行者は3人とどまっています。

本計画では引き続き、グループホーム等の利用促進や訪問系・日中活動サービスを充実させ施設入所者の地域生活への移行を支援します。

## 目標② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本指針>

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：  
325.3日以上
- 精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値を設定する
- 精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、  
1年後 91.0%以上

### 【目標数値の考え方】

本市では、保健・医療・福祉関係者などで構成する杵藤地区自立支援協議会において、精神障がいに関する協議の場を設置し、連携強化を図ってきました。

今後も、定期的に協議を重ね、より一層、機能の強化を図ります。

項目	数値	考え方
【目標数値】 精神病床から退院後1年以内 の地域における生活日数	県数値	県の目標数値となる。 (※参考 県の令和5年度目標 311日)
【目標数値】 精神病床における1年以上長 期入院患者数	県数値	県の目標数値となる。 (※参考 県の令和5年度目標 減少させる)
【目標数値】 精神病床における早期退院率	県数値	県の目標数値となる。 (※参考 県の令和5年度の退院目標率： 3か月後 69%以上、6か月後 86%以上、 1年後 92%以上)
【目標数値】 協議の場の開催日数	7回	精神ネットワーク部会 (杵藤地区自立支援協議会)

### 【評価・課題】

杵藤地区自立支援協議会において精神ネットワーク部会を設けており、今後も継続して協議を重ね機能強化を図っていくことが必要です。

精神障がいの有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるために、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会（誰一人取り残さない社会）を構築していくことが重要となっています。

### 目標③ 地域生活支援の充実

<国の基本指針>

- 各市町村において地域生活支援拠点等（※1）を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

#### 【目標数値の考え方】

本市では国の方針に基づき、関係機関と連携して地域生活支援拠点を設置しており、年に1回以上検証・検討を行い、機能充実に努めます。

また、強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、杵藤地区自立支援協議会において支援体制の整備について協議を進めていきます。

項目	数値	考え方
【目標数値】 地域生活支援拠点等の設置数	2か所	1か所設置済
【目標数値】 地域生活支援拠点等の 検証及び検討の実施回数	年1回 以上	運用状況の検証・検討
【目標数値】 強度行動障害を有する者に 関しての支援	年1回 以上	杵藤地区自立支援協議会において協議

#### 【評価・課題】

地域で障がい者等やその家族が安心して生活するためには、緊急時すぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が必要であることから地域生活支援拠点を設置しています。運用状況としては、令和4年度に1件、緊急一時保護を行いました。

実績は、1件であったものの方が一利用できなかった時のことを考え、障がい者等の地域生活を支援する体制の充実を図るため、拠点等の整備を推進していくことが必要です。

※1 地域生活支援拠点等・・・障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がい者にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者やその家族の緊急事態に対応できる場所

## 目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本指針>

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

### 【目標数値の考え方】

令和3年度の一般就労移行者数は1人とどまっています。令和8年度には、2人以上が一般就労に移行できることをめざし、事業所への支援や「障がい者雇用事業所向けセミナー」、「障がい者就職説明・面接会」を継続して開催します。

また、就労定着支援事業の利用促進を図り、より多くの方が就労に定着できるよう関係機関と連携し支援していきます。

項目	数値	考え方
【実績】 令和3年度に福祉施設から一般就労への移行者数	1人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標数値】 令和8年度に福祉施設から一般就労への移行者数	2人以上	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標数値】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	就労移行支援事業所の5割以上	既存の事業所1か所
【実績】 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	1人	令和3年度において就労定着支援事業を利用した者の数
【目標数値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	2人以上	令和8年度末において就労定着支援事業を利用する者の数
【目標数値】 就労定着支援事業終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業所2割5分以上	既存の事業所2か所

**【評価・課題】**

障がい者雇用事業所向けセミナー、障がい者就職説明・面接会を平成30年度から開催していますが、福祉施設から一般就労への移行者数はなかなか増えておらず、また、移行しても就労の定着に結びついていないのが現状です。

安心して働き続けることができるよう、障がいのある人の就労を促進するために、障がいのある人と事業所、関係機関との連携などをさらに進めていく必要があります。

## 目標⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

<国の基本指針>

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（イルクルージョン）の推進体制の構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

### 【目標数値の考え方】

重症心身障害児に対応した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、すでに1事業所が設置されており、今後もその利用促進を図っていきます。

また、医療的ケア児の支援については、杵藤地区自立支援協議会における「医療的ケア児支援運営会議」で課題を抽出し解決に向けた協議を行い、さらなる支援の充実を図るとともに、医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターの配置体制に向けた協議を行います。

項目	数値	考え方
【目標数値】 児童発達支援センターの設置数	1か所	既存のセンター有
【目標数値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等	2か所	既存の事業所1か所
【目標数値】 医療的ケア児支援のための協議の場の設置	有	杵藤地区自立支援協議会において設置済
【目標数値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	杵藤地区自立支援協議会において配置体制について協議

### 【評価・課題】

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、令和元年度に1事業所が設置されました。

医療的ケア児支援のため関係機関が連携を図るための連絡・調整の場として、杵藤地区自立支援協議会「医療的ケア児支援運営会議」において、現状や課題を共有しました。

今後はさらに、ニーズの高い在宅レスパイト事業や通所事業所の整備等、不足している医療的ケア児の支援について、協議を進めていく必要があります。

## 目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等

＜国の基本指針＞

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

### 【目標数値の考え方】

武雄市相談支援センターを中心に、様々な障がいの種別やニーズに対応できる相談支援に取り組むとともに、杵藤地区自立支援協議会の相談支援部会において相談支援事業者との連携関係を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

項目	数値	考え方
【目標数値】 基幹相談支援センターの設置	1か所	杵藤地区自立支援協議会で協議し圏域での設置を目指す
【目標数値】 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施中	杵藤地区自立支援協議会の相談支援部会の開催
【目標数値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件以上 ／年	令和8年度末において目指す専門的な指導・助言件数
【目標数値】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	8回／年	杵藤地区自立支援協議会の相談支援部会の開催
【目標数値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回／年	杵藤地区自立支援協議会の相談支援部会の開催

### 【評価・課題】

障がい福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画の作成が必須となり、その計画の内容を関係機関が共有しながら、障がい者の意向が尊重された適切な支援につながられるよう、相談支援体制の充実を図りました。

現在、市内では6つの相談支援事業所において障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画を作成しています。

一方で、障がい児へのサービス提供における障害児支援利用計画については、3月と4月に新規申請が多く、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所が決まるまでセルフプランとなるケースがあり、更新時期等の見直しや相談支援事業所のさらなる充実が求められています。

## 目標⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<国の基本指針>

○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

### 【目標数値の考え方】

県が実施する研修等へ積極的に参加し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や県の指導監査の結果を杵藤地区自立支援協議会で共有することで、障がい福祉サービスの質の向上につなげていきます。

項目	数値	考え方
【目標数値】 県が実施する市町職員に対する研修への参加人数	2人以上	市職員が参加
【目標数値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回以上	杵藤地区自立支援協議会において審査結果を共有できる体制づくり
【目標数値】 県が実施する指導監査の結果共有回数	1回以上	杵藤地区自立支援協議会において指導監査の結果を共有できる体制づくり

### 【評価・課題】

障がい福祉サービスの質の向上につなげるため、県が実施している障がい福祉サービス等指導監査連絡会議、研修等に参加しています。

また、審査結果や指導監査結果の共有については、杵藤地区自立支援協議会で体制づくりまでは至っていないものの、杵藤地区自立支援協議会に参加している自治体担当者で協議・検討を行っています。

### 3 障がい福祉サービス等における見込量

#### < 1 > 訪問系サービス

##### (1) サービス内容

サービス種別	内 容
居宅介護	障がい者等の自宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除・調理などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する人に対して、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者であって、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

##### (2) 見込量

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人/月	90	97	102	107	112	117
	時間/月	1,861	2,073	2,142	2,247	2,352	2,457
重度訪問介護	人/月	—	—	—	—	—	—
	時間/月	—	—	—	—	—	—
同行援護	人/月	9	9	9	10	10	10
	時間/月	60	68	68	80	80	80
行動援護	人/月	14	15	16	17	18	19
	時間/月	413	380	400	425	450	475
重度障害者 等包括支援	人/月	—	—	—	—	—	—
	時間/月	—	—	—	—	—	—
訪問系 サービス計	人/月	113	121	127	134	140	146
	時間/月	2,334	2,521	2,610	2,752	2,882	3,012

## (3) 見込量確保の方策

1人当たりの利用時間の増加と、施設入所者や長期入院者の地域移行などによる利用者の増加が想定されるため、県などと連携しながら障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

また、重度訪問介護や重度障害者等包括支援については、現在、利用実績はないものの、サービス内容や対象者などについて十分な情報を提供するとともに、実施事業者の確保に努めます。

<2> 日中活動系サービス

## (1) サービス内容

サービス種別	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上のため、一定の支援や訓練を行います。 ・機能訓練：身体障がい者 ・生活訓練：知的障がい者・精神障がい者
就労移行支援	一般就労などを希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ・A型：雇用契約に基づく就労 ・B型：雇用契約に基づかない就労
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対して、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所	居宅において介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者等に対して、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

## (2) 見込量

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	133	139	142	145	148	151
	人日/月	2,735	2,822	2,840	2,900	2,960	3,020
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	1	1	2	2	2
	人日/月	0	5	9	16	16	16
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	1	1	2	2	2
	人日/月	31	2	15	30	30	30
就労移行支援	人/月	11	5	6	7	8	9
	人日/月	150	82	96	112	128	144
就労継続支援 (A型)	人/月	68	63	65	67	69	72
	人日/月	1,372	1,275	1,300	1,340	1,380	1,420
就労継続支援 (B型)	人/月	197	217	226	235	244	253
	人日/月	3,607	3,927	4,068	4,230	4,392	4,554
就労定着支援	人/月	2	1	1	2	2	2
療養介護	人/月	17	16	16	17	17	17
短期入所	人/月	23	24	26	28	30	32
	人日/月	174	185	208	224	240	256

## (3) 見込量確保の方策

生活介護については、医療的ケアや特別な支援を要する重度の障がい者の利用について、支援施設との協議・検討を行うとともに、障がい者が生活する身近な場所で利用ができるよう支援を行います。

自立訓練については、利用者のニーズや事業所の移行を尊重しつつ、障がい者が必要とする訓練の提供を受けられるよう、関係機関及びサービス提供事業所との調整を行います。

就労移行支援については、就労を進める上で重要なサービスであることから、サービス事業所に対して利用者数の拡大等を働きかけていく一方、事業所や県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、障がい者の一般就労への移行を促進します。

就労継続支援については、障がい者のニーズを把握し、障がいの状態に合わせた就労や日中活動が提供されるよう支援を行います。また、福祉的就労の場の確保、質的向上に向けた優先調達発注の促進に努めます。

就労定着支援については、令和6年度から令和8年度まで毎年度2名の一般就労を目指し、その方々の職場への定着支援に努めます。

療養介護については、新規利用者を的確に把握し、必要としている人にサービスが提供されるよう努めます。

短期入所については、利用したい時に利用できるよう、事業者間の連携を図りながらサービス提供体制の充実に努めます。

### <3> 居住系サービス

#### (1) サービス内容

サービス種別	内 容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事などの生活面、金銭管理、体調変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居において、家事等の日常生活支援や日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整などの支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

#### (2) 見込量

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人/月	82	87	89	99	105	111
施設入所支援	人/月	82	82	81	80	78	77

#### (3) 見込量確保の方策

自立生活援助については、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者へ、定期的な訪問等を実施し、本人の意思を尊重した地域生活へ向けた支援を行います。

共同生活援助については、施設入所者や長期入院者の地域移行の受け皿として、また、一人暮らしが困難な在宅の方の住まいとして、生活の基盤となる重要なサー

ビスです。障がい者のニーズを的確にとらえ、障がい者が地域で生活する居住の場を確保するため、積極的な情報提供など事業者の新規参入の促進に努めます。

施設入所支援については、施設入所者の地域移行を進めていくとともに、施設への入所が必要な障がい者が利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

#### < 4 > 相談支援

##### (1) サービス内容

サービス種別	内 容
計画相談支援	障がい者の障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画書を作成します。また、支給決定後、一定期間ごとに検証を行い、サービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人などが、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	在宅で単身生活する人などに、常に連絡体制を確保し、障がい原因となって生じた緊急の事態などの場合に相談、緊急訪問等を行います。

##### (2) 見込量

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	支給決定者 数(人)	508	525	527	529	531	533
	月平均利用 者数(人)	118	132	154	160	170	180
地域移行支援	人/月	0	1	1	2	2	2
地域定着支援	人/月	0	1	1	2	2	2

##### (3) 見込量確保の方策

障がい者の状況に応じたサービスの支給決定が行われるよう、計画相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などとネットワークを強化し相談支援体制の充実に努めます。また、やむを得ずサービス等利用計画書をセルフプランで作成している人を段階的に削減していきます。

## 4 地域生活支援事業

### <1> 地域生活支援事業の実施に関する考え方

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効率的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ります。

### <2> 事業の内容、実績および見込量

#### 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活など社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がい特性をわかりやすく解説するとともに、理解を深めるための研修・啓発・広報活動等を行います。

#### ② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

#### ③ 相談支援事業

障がい者本人や家族などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化に努めます。

サービス 種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業 (同機能強化 事業を含む)	実施 か所数	1	1	1	1	1	1

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

知的及び精神障がい者に対し、障がい福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められ、裁判所への申立てを行う親族がない場合に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定手数料等）や後見人等の報酬の一

部を助成します。

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用 見込者数 (人)	2	2	2	3	3	3

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の後見等の業務を行うことができる法人を確保できる体制の整備や、市民後見人の活用を含む法人後見活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話奉仕員を設置する事業などを実施します。意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人とのコミュニケーションの円滑化を図ります。

サービス 種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業	実利用 見込者数 (人)	37	9	15	20	20	20
手話奉仕員設 置事業	実施か所 数人/月	1	1	1	1	1	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与を行います。

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援 用具	実利用 見込者数 (人)	4	5	5	6	6	6

自立生活支援用具	実利用 見込者数 (人)	10	2	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	実利用 見込者数 (人)	3	5	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	実利用 見込者数 (人)	11	10	10	10	10	10
排泄管理支援用具	実利用 見込者数 (人)	97	94	94	100	100	100
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用 見込者数 (人)	2	0	0	2	2	2

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人の社会参加を促進するため、杵藤地区自立支援協議会構成市町共同で、日常会話程度の手話表現技術を習得できる手話奉仕員の養成研修を実施します。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員 養成研修事業	受講者 見込者数 (人)	0	1	4	10	10	10

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となっています。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行います。地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	実利用者 見込者数 (人)	63	63	65	67	69	71

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

様々な機能を備えた地域活動支援センターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

Ⅲ型とは、概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業です。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援 センターⅢ型	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者 見込者数 (人)	4	7	7	8	9	10

**任意事業**

① 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）を対象に、現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障がい者の地域生活を支援します。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉ホーム 事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者 見込者数 (人)	1	1	1	1	1	1

② 訪問入浴サービス事業

外出が困難な重度の障がい者に対し、訪問入浴車により、利用対象者の家庭を訪問し、入浴サービスを提供します。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴 サービス事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者 見込者数 (人)	3	3	3	3	3	3

③ 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を提供するとともに、家族が就労するための支援及び障がい者を日常的に介護する家族の一時的な休養を確保するため、一時預かり事業を行います。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援 事業	実施箇所数	19	18	21	21	22	22
	実利用者 見込者数 (人)	40	46	47	48	50	52

④ 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するために障がい者スポーツ大会などを開催します。

また、自動車運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成するなどの支援を行い、障がい者の社会参加促進を図ります。

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者スポーツ大会開催等事業	実利用者 見込者数 (人)	0	0	150	200	200	200
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用者 見込者数 (人)	6	9	10	10	10	10

※令和3年度・4年度の障がい者スポーツ大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となっています。

## 5 障がい児支援のサービスの見込量

### < 1 > 障がい児通所支援事業

#### (1) サービスの内容

サービス種別	内 容
児童発達支援	小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、保育所などにおける障がい児以外の児童との集団生活への適応のために、障がい児本人への訓練又は保育所の保育士、幼稚園・小学校などの教諭に対する支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難な障がい児を対象に居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の発達支援を行います。
医療型児童発達支援	小学校就学前の上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

#### (2) 見込量

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	利用者数 (人)	81	93	98	103	108	113
	人日/月	334	402	422	443	464	486
放課後等デイ サービス	利用者数 (人)	124	125	129	133	137	141
	人日/月	1,393	1,353	1,419	1,463	1,507	1,551
保育所等訪問 支援	利用者数 (人)	5	6	7	8	9	10
	人日/月	5	6	7	8	9	10
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1

サービス種別	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療型 児童発達支援	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1

(3) 見込量確保の方策

教育、保育等の関係機関と連携するとともに、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制を整備し、障がい児の療育体制の充実や居場所づくりに努めます。

< 2 > 障がい児相談支援事業

(1) サービスの内容

障がい児が障害児通所支援を利用する際の申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、障がい児又は保護者の意向などを踏まえ、障がい児支援利用計画の作成及びモニタリングを行います。

(2) 見込量

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい児 相談支援	支給決定者 数(人)	238	235	237	239	241	243
	月平均利用 者数(人)	58	53	63	69	73	77

(3) 見込量確保の方策

指定障害児相談支援事業所、関係機関などと連携を図り、障がい児通所支援サービスを適切に利用できるよう支援に努めます。また、やむを得ず「サービス等利用計画書」をセルフプランで作成している人を段階的に削減していきます。

## 6 自立支援医療制度

自立支援医療とは、身体障がい者（児）の心身の障がいを取り除いたり軽減したりするための医療で、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つに分けられています。これらの医療を県の指定医療機関で受けたときに、医療費の自己負担が軽減されます。

### < 1 > 更生医療見込量（対象：18歳以上の身体障がい者）

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
更生医療	支払決定 実人員(人)	248	252	252	252	252	252

### < 2 > 育成医療見込量（対象：18歳未満の身体障がい児）

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
育成医療	支払決定 実人員(人)	20	18	18	18	18	18

### < 3 > 精神通院医療見込量（対象：精神障がい者）

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
精神通院医療	給付受給者 (人)	720	722	724	726	728	730

## 7 補装具の支給

身体障害者手帳をお持ちの方や、対象の難病等で一定の障がいの状態にある方に対し、日常生活や社会生活をより容易にするための「補装具」の購入や修理にかかる費用を支給しています。

### 補装具見込量

事業名	項目 (単位)	第6期実績・見込み			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
補装具	支給決定者 (人)	94	90	114	114	114	114